

平成 28 年 2 月 15 日

電子取引情報に係る電磁的記録事項の 事務処理規程に係る取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、同社のクラウドサービスの提供先である各ユーザーの電子取引に際し、同社が定めた事務処理規程からの引用を用いた、各ユーザーで定める事務処理規程が、電子帳簿保存法施行規則に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」に該当するかについて照会がありました。

関係省庁で検討を行った結果、今般照会のあった各ユーザーで定める事務処理規程は、事業者の定める事務処理規程のデータ訂正の防止に関する条項を引用した場合でも、電子帳簿保存法施行規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」として認められることが明確になりました。

これにより、各ユーザー間におけるデータ訂正等の防止に関する条項の内容の調整を行う必要がなくなり、事務処理の効率化に資することができる期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は財務大臣です)。

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務情報政策局 情報処理振興課 渡邊
担当者：守谷、落合
電話：03-3501-2646(直通)
03-3580-6073(FAX)